

人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則

規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。